令和６年３月１２日　厚生委員会

市民生活部保健福祉課

議 案 説 明 資 料

１　田川市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について　・・・　Ｐ１

議案第１７号　田川市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

１　改正理由

社会情勢の変化に伴う新たな政策課題に迅速に取り組み、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し得る組織を構築するため、令和６年４月から本市の組織の見直しが行われることとなった。質の高い行政サービスを維持し、向上させるため、行政改革の視点に基づいた組織を構築するもの

この組織の見直しに関係して、子育てに係る事務執行体制の効率化を図る観点から、子育て支援課の「子ども未来係」と「子育て給付係」を「こども未来係」として統合するとともに、児童福祉法等の改正に伴い０歳から１８歳までの切れ目のない支援の強化充実を図るため、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、「子ども家庭支援室」に関する業務と、現在、保健福祉課所管の「田川市保健センター」における母子保健に関する業務が統合されることとなった。

以上のことから、令和６年４月１日から、現在、田川市保健センターで実施されている母子保健事業を、「こども家庭センター」において実施することとするものである。

２　改正内容

本条例において、関係する条文を変更する。

３　施行期日

令和６年４月１日

４　新旧対照表

別紙１

別紙１

〇田川市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第２６号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条　（略） （業務） 第２条　（略） ⑴　老人保健事業に関すること。 ⑵　介護予防事業に関すること。 ⑶　感染症予防に関すること。 ⑷　予防接種に関すること。 ⑸　結核予防に関すること。 ⑹　前各号に定めるもののほか、保健センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 第３条　（略） （禁止事項） 第４条　保健センターの利用者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。 ⑴から⑶まで　（略） ⑷　前３号に定めるもののほか、その他管理上必要な指示に反すること。 第５条及び第６条　（略）	第１条　（略） （業務） 第２条　（略） ⑴　母子保健事業に関すること。 ⑵　老人保健事業に関すること。 ⑶　介護予防事業に関すること。 ⑷　感染症予防に関すること。 ⑸　予防接種に関すること。 ⑹　結核予防に関すること。 ⑺　前各号に定めるもののほか、保健センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 第３条　（略） （禁止事項） 第４条　保健センターの利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ⑴から⑶まで　（略） ⑷　前各号に定めるもののほか、その他管理上必要な指示に反すること。 第５条及び第６条　（略）